

令和3年度  
定期監査（静岡市井川財産区）  
結果報告書

令和4年3月30日

静岡市監査委員  
同  
同  
同

遠藤 正方  
白鳥 三和子  
大村 一雄  
佐藤 成子

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和3年度定期監査（静岡市井川財産区）

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

## 3 監査の対象

原則として、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。

## 4 監査の着眼点

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和3年11月9日から 令和4年3月30日まで

## 7 監査の結果

### (1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

### (2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、1件の指摘事項が見受けられた。所管部局においては、適切な措置を講じられたい。

## 【指摘事項】

### ① 普通財産貸付料の決定に係る事業決裁の不存在・・・【合規性の観点】

財産区は、財産区のある市町村又は特別区との一体性をそこなわないように努めなければならない旨が地方自治法に規定されており、その事務は原則として市長が地方自治法の規定により処理することとされている。本市においては財務に関する規程や事務処理を行う上での規程を財産区として定めていないことから、これらに相当する市の規則は財産区について準用することとなる。

市事務専決規則（以下「事務専決規則」という。）第4条によれば、「市長の権限に属する事務は、全て市長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし、市長は、次に掲げる職にある者に専決させることができる。（以下略）」とされており、市公文書管理規則（以下「公文書管理規則」という。）第2条によれば、決裁とは、市長その他の特定の事務につき権限を有する者又は事務専決規則第4条の規定により専決することができる者が、当該事務について最終的にその意思を決定することをいうものと定義されている。また、公文書管理規則第6条によれば、事務の処理に当たっては、特に軽微なものを除き、公文書を作成するものとされており、事務処理に関する意思決定については、市公文書管理規程に定めるとおり、事務の処理に関する意思決定の案を記載した文書を起案し、決裁を受ける必要がある（財産区事務においては、文書管理システム<sup>1</sup>を使用できないため、紙決裁による。）。

普通財産貸付（あまごの里）において、土地賃貸借契約書第5条によれば、貸付料年額は毎年度井川財産区で定めることとされ、また、静岡市財産管理規則第33条によれば、普通財産の貸付料については、3年ごとに改定し、適正な貸付料を徴収するものとされている。これらの意思決定については、事務専決規則及び公文書管理規則に基づき公文書を作成して行う必要があったが、所管課は歳入調定の手続だけを行えばよいものと誤解し、必要な手続を行っていなかったことが明らかとなった。

また、契約書に定める契約相手方への貸付料決定の通知も確認できない状態であった。

---

<sup>1</sup> 文書管理システム・・・本市の公文書を管理するためのシステムで、文書の收受、起案、供覧、決裁処理等を一括してシステム上で実施するもの

## 用語説明

### ① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は正確性、経済性、効率性若しくは有効性の観点からは正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

### ② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

## 【参考】

### 静岡県監査基準（令和2年静岡県監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

令和3年度

定期監査（静岡市両河内財産区）  
結果報告書

令和4年3月30日

静岡市監査委員  
同  
同  
同

遠藤 正 方  
白鳥 三和子  
大村 一 雄  
佐藤 成 子

## 1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

## 2 監査の種類

### (1) 監査の名称

令和3年度定期監査（静岡市両河内財産区）

### (2) 根拠法令

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項

## 3 監査の対象

原則として、令和3年4月1日から令和3年10月31日までに執行された事務事業等を対象に監査を実施した。

## 4 監査の着眼点

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

(3) 事務事業の執行に当たっては、財産区財産の管理及び処分又は廃止の適切な実施に努めているか。

(4) その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

## 5 監査の主な実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他事務の執行が適正に行われているかについて、正確性、合規性、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和3年11月9日から 令和4年3月30日まで

## 7 監査の結果

### (1) 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載

1から6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

### (2) 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載

監査した結果、指摘事項等はなかった。

## 用語説明

### ① 指摘事項

法令、条例、規則等に違反している事項又は正確性、経済性、効率性若しくは有効性の観点からは正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は以下のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性 (Economy)・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性 (Efficiency)・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性 (Effectiveness)・・・目的を達成し、効果を上げているか。

### ② 指導事項

上記①以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

## 【参考】

### 静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第8号まで 略

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

(1) 財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

(2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略